

2025 年度 学部 A0 入試（ビジネス法学科） 小論文問題

次の文章を読み、問いに答えなさい。

答案やレポートなどで書かれる法的文章においては、提示された「問い」に対し、「答え」を与えることが求められる。そこでは、たとえば、「甲および乙にどのような刑事責任が生じるか」という問いに対し、「甲は傷害致死罪（刑法 205 条）の罪責を負う」、「乙の行為には一項強盗罪（刑法 236 条 1 項）が成立する」といった最終的な結論のみではなく、その結論に至る思考過程を示さなければならぬ。現行法の規定を所与の前提として、適用可能な法規を選択し、その法規の解釈を示し、その上でこれを事実に応用し、そこから最終的な結論を論理的に導くことが必要とされている。これを法的論証と呼ぶ。法的論証において重要なのは、すでに述べたように、結論ではなく、その過程である。各ステップにおいて提示されている論拠ないし理由付けが、結論を導く強い力をもっているかどうかである。

法的論証のためにしばしば用いられる方法にはいくつかのものがある。ここでは、**事例問題**を用いつつ、主要な 3 つの法的論証の方法を紹介しておきたい（もちろん、これらを組み合わせて併用することも可能であるし、現にしばしば行われる）。

事例問題①

甲は、宗教団体である X 教団の信者である。甲は、教団から脱会しようとして行方をくらました A を探していたが、B が A をかくまっているとの情報を得たので、A を発見して取り戻すため、午前 2 時過ぎ、B ら家族の住む家の塀を乗り越えて、その庭に無断で入り込んだ。甲の刑事責任を明らかにせよ。

法的論証の方法には、まず、(イ)規定の言葉ないし字句（普通われわれはこれを「^{もんごん}文言」という）の解釈を媒介にするものがある。ここでは、**事例問題①**を用いてその実例を示したい。このケースでは、刑法の住居侵入罪の規定（刑法 130 条）の適用が問題となる。この規定は、前段において、人の住居や人の看守する建造物等に侵入する行為（狭義の住居侵入罪）を、後段において、要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しない行為（不退去罪）を処罰の対象としている。事例における甲の行為が 130 条前段の住居侵入行為にあたることを論証するためには、「住居」という文言の解釈が必要となる。判例は、「住居」には、建物の部分のみならず、^{いにようち}囲繞地（すなわち、建物部分のすぐ周りにあり、塀などにより取り囲まれたその付属地）も含まれるとしている。そこで、甲の行為の刑法的評価にあたっては、「住居」という文言にはその囲繞地も含まれるとする解釈を明らかにした上で、そこから、他人の家の囲繞地たる庭に勝手に立ち入った甲の行為も住居侵入行為であり本罪を構成する、という結論を導くとすれば、立派な法的論証ということになるであろう。

事例問題②

甲は、**事例問題①**と同じ状況で、逃亡中の A を探していたが、B が A をかくまっているとの情報を得たので、A が本当に B 宅内にいるかどうかを確認するため、午前 2 時過ぎ、隣接するマンションの外階段から無断で B ら家族の住む家の屋根に飛び乗った。甲の刑事責任を明らかにせよ。

法的論証の手法としては、次に、(ロ)平等（公平な扱い）の要請を手段とするものがある（それは、

誤解をおそれずにいえば、「類推」の手法をとるものである)。特にこの方法が用いられるのは、規定の文言は決め手にならず、また最高裁判例があるわけでもないケースにおいて、一定の結論を論証しようとする場合である。**事例問題②**の甲の行為は、住居侵入罪となるであろうか。この種の行為も、住居の囲繞地に侵入する行為とまったく同様に、勝手に他人の居住空間（それは、一定の限度内において上空をも含むと解されよう）に入り込み、他人の私的領域を害する行為であるといえよう。このような考慮に基づき、勝手に住居の屋根に上がる行為も住居に侵入する行為として本罪を構成する、と論じれば、それはすぐれた法的論証というべきであろう（なお、東京高判昭和 54・5・21 高刑集 32 巻 2 号 134 頁は、住居の屋根の上は住居の一部であるとして、本罪の成立を肯定した）。

事例問題③

甲は、事例問題①と同じ状況で、逃亡中の A を探していたが、B が A をかくまっているとの情報を得たので、A が本当に B 宅内にいるかどうかを確認するため、午前 2 時過ぎ、無人機たるドローンに小型カメラを取り付けて B 家族の住む家の敷地内を飛行させ、内部の様子を撮影した。甲の刑事責任を明らかにせよ。

法的論証の方法としては、(ハ)他の解決をとると不当な結論に至ることを理由とするものもよくみられる。これは、(ロ)の手法と裏腹の関係にあり類似しているように見えるが、とりわけ規定の適用範囲を広げる解釈に対し、それでは歯止めがなくなり、本来は適用すべきでないケースまで取り込まれてしまうことを指摘してこれに反対するときに用いられる。そのような場面における論証手法として、独自性があるといえよう。

事例問題③を例にとれば、ドローンにカメラを取り付けて他人の住居の敷地内を飛行させ、内部の様子を撮影して、他人のプライバシーを侵害したとしても、それは住居侵入罪にあたらないと解される。このような結論を理由付けるにあたっては、次のように論じることができるであろう。すなわち、刑法 130 条前段にいう「侵入」といいうるためには、その場所に「人」が現実に入り込むことが必要である。そのような限定を付さないとすれば、猫の首輪に小型カメラを取り付けて家屋内に入れて、その様子を撮影する行為も住居侵入罪にあたることになってしまうであろう。このような解釈は、条文において使われている語のもつ限界を無視するものであってとることができないものである。

出典：井田良ほか『法を学ぶ人のための文章作法〔第 2 版〕』、有斐閣、2019 年。

出題のため一部改変。

問 1 文章全体を事例に言及しながら要約しなさい。(500 字以内)

問 2 問題文にあった法的文章・法的論証を参考にして、「人を殺した者は、死刑に処する」という規定がある場合に、当該規定が以下の事例に適用できるかについて検討しなさい。(100 字程度)

[事例] A 女は、B 男と将来を誓い合った仲であったが、B が A の親友 C と浮気をしていたことが発覚したため、B との関係を解消し、B に対する腹いせとして、B が家族同様に育ててきた愛犬 D をナイフで複数回刺して殺害した。

以上